

# 家畜衛生だより

From 中央家保 家きん飼養者 用



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会  
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656  
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)  
Fax: 043-286-0090  
(公社)千葉県畜産協会



## 家きんを飼養している方へ 定期報告書提出について



家畜伝染病予防法第12条の4第1項により、家畜・家きんを飼養している方は、定期報告書によりその飼養状況を家畜保健衛生所に毎年報告することが義務付けられています。今年度の提出期限は6月15日でしたが、愛玩として家きん※を飼養している方の定期報告書の提出率が低い状況です。

現在、家きんを飼養している方は、別紙定期報告書を8月31日までに中央家畜保健衛生所に必ず提出してください！

(同封の返信用封筒又はFAXどちらでも受け付けております)

上記期日までに提出がない場合は、すでに家きんを飼養していないものとみなし、今後は衛生情報等の送付を中止させていただきます。

※家きんとは、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を指します。

(この衛生だよりは8月10日時点で今年度の定期報告書の提出が無い方に送付しています。行き違いで提出された場合はご容赦ください。)



お問い合わせ・ご連絡は、千葉県中央家畜保健衛生所まで  
TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090